

2021年9月30日をもって、全ての都道府県における緊急事態措置およびまん延防止等重点措置が終了しました。

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、休業支援金・給付金の特例措置は11月末までの予定でしたが、2022年3月末まで引き続き延長との発表がありました。

現在の助成内容（助成率、助成上限額等）は12月末まで継続とし、今年度末となる2022年3月までは通常の助成率よりも高い水準となるよう調整をするとのこと。

以下2021年12月末までの助成率、助成額上限となります。

雇用調整助成金

【中小企業】

- 原則的な措置 助成率 9/10（解雇時は 4/5） 助成上限額 13,500 円
- 業況特例 助成率 10/10（解雇時は 4/5） 助成上限額 15,000 円

【大企業】

- 原則的な措置 助成率 3/4（解雇時は 2/3） 助成上限額 13,500 円
- 業況特例 助成率 10/10（解雇時は 4/5） 助成上限額 15,000 円

※業況特例対象企業：直近3か月の売上げが前年、または前々年同期比30%減の企業

※解雇：令和3年1月8日以降の解雇等の有無で判断

※緊急事態措置およびまん延防止等重点措置の終了に伴い地域特例は終了しました。

。

休業支援金等

【中小企業】

- 原則的な措置 8割 助成上限額 9,900 円

【大企業】

- 原則的な措置 8割 助成上限額 9,900 円

※大企業はシフト制労働者のみ対象

今回の特例延長は令和2年4月1日から令和3年12月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象となります。

2022年1月以降の助成内容については、追ってご案内差し上げます。